

の道具なりとて、別て威勢を取るものなり、是又謂なき事也、武士の鎗長刀ならば、身命を極る時の要害の道具なれば、人手にかけまじき筈のもの、若差支る者あらば、彼是申べき事にも有べきに、藥箱を夫等と同じ様に心得るは、間違なり、鎗長刀は、人を殺害する道具なり、藥箱は人を助くる品を入しものなり、人を助くる品を以て、人を痛る事や有べき、殊に仁術法體の身分にして、甚不相當の振廻りなり、借又右の供廻りの者共、病家へ参りし時、辨當代と號して、金錢をねだり取る事通例なり、其價或は金五十疋、百疋、乃至二百疋、三百疋など遣す事なり、是米半俵、又壹俵、二俵の價なり、供廻り纔かに、四五人八九人などの辨當には、餘る程の過ぎたる事なり、其辨當代を幾軒となく、病家さきにてとる也、依て當時貧なる家には、大醫は呼かね、容易に療治も頼み兼る事也、又醫師の元へ参りても、病脈より先に貧福の脈を診して、貧相成見體なれば、心を用ひて療治を致し、吳ぬ也、さて右體驕奢に誇り、權威を張、仁業を失ひて、欲情に拘る故、療治を頼む病者少く、病者少ければ、其身の修業も出來ず、全體貴人又は富有の病は、多くは色欲の傷歟、飲食の溢より起りたる病にて、療治の功ならず、卑賤又貧窮人の病は、種々の難病、及び病根の淺深命根剛柔等、診察の出入多くあるは、悉く修業になるべきなり、然るに卑賤と貧窮を嫌ふ故、療治の修業出來ざるなり、又醫師の大小を帶し、武士の如く權式を張る事、近來の事なりと云、國初頃は、法體にて、十徳を著、小脇差を帶し、駕に乗ることもなく、供廻りも連れず、町人並の家に住ひ、苗字も名のらずありしと云ふ、○下略

〔技養錄二〕醫有十四不可

今之爲醫者有十四不可焉、特學而疎術、一不可也、主意而昧法、二不可也、年少而羸思、三不可也、年老而難事、四不可也、護身而遁危、五不可也、見利而忘仁、六不可也、輕生而寡惻、七不可也、畏死而多遽、八不可也、厚富而薄貧、九不可也、慄賤而憚貴、十不可也、拘例而失權、十一不可也、趨變而惑常、十二不可